

傍聴要領

三重県建設産業活性化プラン小委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場前で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則10名とします。ただし、会場の容量によって、定員を増やす場合があります。
- (4) 会議は原則公開ですが、会議の冒頭で事務局より、委員に諮ったうえ、非公開とする可能性があります。非公開となる場合も、事務局による資料説明までは公開とします。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくこととなります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的な行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。